

毎週火、金曜日発行（但休日に当る場合は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正  
山林事務所長事務委任等に関する規則の一部改正  
養鶏振興法施行細則  
鳥取県職業訓練所規則の一部改正  
土地改良区の役員の退任及び就任
- ◇告示 健康保険法の規定による保険医及び保険薬剤師の登録  
昭和三十六年二月定例県議会で議決された昭和三十五年度鳥取県歳入歳追加更正予算等  
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- ◇公告 甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験の実施  
高圧ガス第三種冷凍機械主任者資格試験の実施

## 規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一中第百二十二号から第百三十一号までを次のように改める。

百二十二	薬局開設許可申請手数料	二千五百円
百二十三	薬局開設許可更新申請手数料	千円
百二十四	医薬品販売業許可申請手数料	二千五百円
百二十五	動物用医薬品販売業許可申請手数料	
	一般販売業の場合	二千五百円
	薬種商販売業の場合	千円
	配置販売業の場合	五百円
	特例販売業の場合	五百円

百二十六	医薬品販売業許可更新申請手数料	千円
百二十七	配置販売従事者身分証明書交付手数料	五百円
百二十八	配置販売従事者身分証明書書換え 交付手数料	百円
百二十九	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	二百円
百三十	薬局開設許可証又は医薬品販売業 許可証の書換え交付手数料	百円
百三十一	薬局開設許可証又は医薬品販売業 許可証の再交付手数料	二百円
別表一中第百三十三号	動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	千円
一般販売業の場合		千円
薬種商販売業の場合		六百円
配置販売業の場合		四百円
特例販売業の場合		四百円

この規則は、公布の日から施行する。

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県規則第二十号**

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

山林事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「第二十号」を「第十九号」に改め、同条第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同号を次のように改める。

十九 火薬庫貯蔵場所の指示に関すること。（火薬類取締法施行規則一五）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年二月

一日から適用する。

養鶏振興法施行細則をここに公布する。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県規則第二十一号**

養鶏振興法施行細則

(趣旨)

第一条 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号。以下「法」という。）の施行については、法及び養鶏振興法施行規則（昭和三十五年農林省令第十八号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(ふ化場確認証)

第二条 法第七条第二項の規定による確認証は、様式第一号のとおりとする。

第三条 法第八条第一項に規定する確認は、様式第二号の確認証とするものとする。

(ふ化業者登録証書替交付申請)

第四条 令第十七条第二項の規定による登録証の書替交付の申請は、様式第三号による申請書でしなければならない。

(ふ化業者登録証の再交付申請)

第五条 令第十八条第一項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第四号による申請書でなければならない。

(ふ化業者事業廃止等の届出)

第六条 法第九条第二項の規定による届出は、様式第五号の届書でしなければならない。

(立入検査)

第七条 法第十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第六号のとおりとする。

(書類経由)

第八条 法、令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、管轄家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

ふ 化 場 確 認 証

氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者、その氏名及び業務を執行する役員)の氏名)

ふ化場の名称及び所在地

上記ふ化場につき養鶏振興法第7条第2項の規定による確認をしたことを証する。

年 月 日

鳥取県知事

印

様式第二号

ふ 化 場 確 認 証

氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者、その氏名及び業務を執行する役員)の氏名)

登録都道府県名

登録番号

登録年月日

ふ化場の名称及び所在地

上記ふ化場につき養鶏振興法第8条第1項の規定による確認をしたことを証する。

年 月 日

鳥取県知事

印

様式第三号

ふ化業者登録証書換交付申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

1 登録番号

2 登録年月日

上記の登録に係るふ化業者登録証事項に下記のとおり変更があつたので、養鶏振興法施行規則第17条第2項の規定による登録証の書換交付を申請します。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

備考 ふ化業者登録申請事項変更届と同時にすること。

様式第四号

ふ化業者登録証再交付申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

1 登録番号

2 登録年月日

上記の登録に係るふ化業者登録証を滅失(汚損)したので、養鶏振興法施行規則第18条第1項の規定による登録証の再交付を申請します。

備考 登録証汚損による場合は、当該登録証を本申請書に添付すること。

様式第五号

ふ化業者廃業等届書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

養鶏振興法第9条第2項に規定する事項に該当することになつたので、同項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録ふ化業者名
- 2 登録番号
- 3 ふ化場の名称及び所在地
- 4 廃業死亡等の別

様式第六号

第 号

職 名

氏 名

登録ふ化業者検査員証

養鶏振興法第16条第1項の規定による立入検査を行なう者であることを証明する。

昭和 年 月 日交付

鳥取県知事 印

養鶏振興法抜すい

第16条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者からその者の業務の状況に関し報告を求め、又はその職員にその者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第21条 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、3万円以下の過料に処する。

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練所規則(昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

訓練所の名称	設置場所	訓練職種	訓練生定員
鳥取県米子職業訓練所	米子市	機械工	三〇人
		自動車整備工	三〇人
		木工	三〇人
		建築大工	三〇人
		洋裁工	三〇人
		経理事務員	三〇人

鳥取県倉吉職業訓練所 倉吉市

ラジオテレビ 修理工 三〇人

内燃機調整備工 三〇人

木工 三〇人

(夜間)経理事務員 三〇人

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、鳥取市晩稻土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	平木 恒次	鳥取市晩稻
"	太田 昇平	"
"	森下友五郎	"
"	宮本 徳道	"
"	中村 敏男	"
"	沢北 豊治	"
"	寺西 題吉	"
監事	沢北 豊治	"
"	寺西 題吉	"
理事	平木 恒次	鳥取市晩稻
"	太田 昇平	"
"	森下友五郎	"
"	宮本 徳道	"
"	中村 敏男	"
"	沢北 豊治	"
"	寺西 題吉	"
監事	沢北 豊治	"
"	寺西 題吉	"

就任した役員の名及び住所

昭和三十四年五月三十一日通常総会において選挙の結果当選し六月一日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ  
健康第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤  
師を登録したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並  
びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十  
二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二郎

氏名	住所	登録の記号 及び番号	登録 年月日
浜田 武宏	日野郡日南町福塚	鳥医八四二	昭和三十六 年四月六
児島 保	西伯郡大山町今在家	〃	〃
貝田久美子	境港市松ヶ枝町	鳥薬一二九	〃

鳥取県告示第二百十六号

昭和三十六年二月定例県議会で、三月二十二日議決を  
れた昭和三十五年度鳥取県歳入歳出追加更正予算及び昭  
和三十五年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算

昭和三十五年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加予  
算、昭和三十五年度特別会計県立中央病院事業費歳出更  
正予算、昭和三十五年度特別会計中小企業振興資金助成  
事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十五年度特別会計  
財政調整積立金歳入歳出予算、昭和三十五年度鳥取県営  
電気事業会計追加予算は、次のとおりである。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二郎

昭和35年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款 項	科 目	入 入	今回追加更正予算額 千円
1	県 通 税	税	130,221
1	普 通 的 税	税	109,798
2	地 方 交 付 税	税	20,423
3	地 方 交 付 税	税	92,638
1	地 方 交 付 税	税	92,638
4	公 企 業 及 び 財 産 収 入	入	1,216
1	財 産 収 入	入	1,216
5	分 担 金 及 び 負 担 金	入	△ 4,453

2	負 担 金	△	4,453
6	使用料及び手数料	△	3,294
1	使 用 料		100
2	手 数 料		3,194
7	国 庫 支 出 金	△	73,596
1	国 庫 負 担 金	△	62,126
2	国 庫 補 助 金	△	13,224
3	委 託 記 金		1,754
8	寄 附 金	△	310
1	寄 附 金	△	310
11	雑 収 入	△	4,443
2	弁 償 金 及 び 報 償 金		31
5	物 品 売 払 代 金	△	369
6	雑 入 債 償	△	4,105
12	県 入 債 償		8,000
1	歳 入 合 計		8,000
			152,567

款 項	科 目	出 出	今回追加更正予算額 千円
1	議 会 費	費	1,104
2	県 庁 費	費	114
2	監 査 委 員 会 費	費	—
3	人 事 委 員 会 費	費	14
5	諸 語 費	費	100
3	警 察 費	費	588
1	安 全 委 員 会 費	費	588
2	警 察 職 員 費	費	—
3	警 察 行 政 費	費	—
4	土 道 橋 梁 費	費	△ 58,100
1	道 河 港 灣 防 計 画 費	費	296
2	河 港 灣 防 計 画 費	費	993
3	河 港 灣 防 計 画 費	費	14
4	河 港 灣 防 計 画 費	費	61
5	河 港 灣 防 計 画 費	費	4

6	災害復旧費	△	60,630	7	保健衛生費	2,239
7	建築諸費	252		2	予防衛生費	1,556
8	土木諸費	946		3	公衆衛生費	136
5	教育費	1,890		4	衛生研究所費	350
1	教育委員會費	70		5	衛生業務費	147
8	社会教育費	109		7	衛生諸費	50
9	社会教育費	13		8	産業經濟費	16,083
10	社会教育費	—		1	産業改良費	28,065
12	社会教育施設費	1,698		2	農業改良費	3,962
6	社会及び労働施設費	13,840		3	林業業費	△ 19,898
1	生活保護費	3,652		4	水産業業費	△ 2,849
2	社会児童福祉費	963		5	蚕畜業業費	75
3	社会児童福祉費	7,420		6	畜産業業費	573
4	国民健康保険費	20		7	商工業業費	21,170
5	国民健康保険費	57		8	觀光事業業費	20
6	世界労働費	134		9	農地開拓事業業費	203
7	世界労働費	1,000		10	農耕地地下資源開発費	△ 15,238
8	職業安定費	594		11		—

9	財産管理費	20,000		9	歳入合計	786
10	統計調査費	147		1	災害救助費	786
11	選挙費	—		1	災害救助費	786
13	諸支出金	154,682		1	歳出合計	786
3	地方振興費	22				
4	県政企画調査費	116		2	雑収入	1,370
5	中海日野川総合開発調査費	315		1	物品売払代	1,300
7	渉外諸費	643		2	雑収入	70
8	歳出合計	152,567				
昭和35年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算				昭和35年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加予算		
3	歳入	今回追加予算額 千円		1	県立学校実習費	1,370
2	歳入	786		1	県立学校実習費	1,370

昭和35年度特別会計県立中央病院事業費歳出更正予算			
款項	科目	目	今回更正予算額 千円
1	県立病院	費	1
1	病	院	費
3	看護婦養成所	費	1
1	看護婦養成所	費	1
	歳出合計		—
昭和35年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳入歳出追加更正予算			
款項	科目	目	今回追加更正予算額 千円
1	国庫	支出	△ 200
1	国庫	支出	△ 200
2	繰入金	計繰入金	△ 200
1	一般会計	繰入金	△ 200
3	債	償還	374
1	債	償還	374

  

昭和35年度特別会計財政調整積立金歳入歳出予算			
款項	科目	目	今回追加更正予算額 千円
4	繰越	金	526
1	前年度繰越	金	526
5	雑	収入	225
1	雑	収入	225
	歳入合計		725
	歳出		—
	歳出合計		—
1	中小企業振興資金助成事業費		725
1	中小企業振興資金助成事業費		725
	歳出合計		725

昭和35年度鳥取県営電気事業会計追加予算			
款項	科目	目	今回追加予算額 千円
1	財政調整積立金		153,000
1	財政調整積立金		153,000
	歳出合計		153,000
(収益的収入及び支出)			
款項	科目	目	今回追加予算額 千円
1	電気事業費用		474
1	電気事業費用		474
	歳出合計		474
(資本的収入及び支出)			
款項	科目	目	今回追加予算額 千円
1	資本的支出		719
2	建設準備勘定		315
3	水力発電設備		404

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

職業訓練所	所長	係長	"	"
職業訓練所	所長	係長	"	"
内職公共職業補導所	所長	"	"	"

改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月十日から適用する。

公 告

甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 種別及び試験科目

種 別 試験科目

乙種火薬類取扱保安責任者

火薬類取締法令

一般火薬学

面接による人物試験

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十六年五月七日(日曜)

九時から十七時まで

2 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第十五の様式による。

2 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第十六の様式による。

3 写 真 手札型で出願前六月以内に撮影した上半身正面を撮影したものとし、裏面に撮影年月日、氏名、年令及び受験しようとする試験の種類を記載すること。

4 戸籍抄本

四 受験手数料 七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはりつけ、消印しないこと。

五 受験願書提出期限

昭和三十六年四月二十日

六 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。

高圧ガス取締令(昭和二十六年法律第二百四号)第三十一条の規定により、昭和三十六年度鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験を次のとおり実施するので、同法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六十八号。以下「規則」という。)第三十五条第二項の規定により公告する。

昭和三十六年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験科目及び時間

試験科目 時間

高圧ガスの取締りに関する法令及び高圧ガスの製造に必要な保安管理技術 午前九時三十分から午後一時まで

二 試験の期日及び場所

1 期日 昭和三十六年五月二十一日(日曜日)

2 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 受験手続

次の書類を鳥取市本町三丁目鳥取商工会館別館内鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

1 受験願書 規則別表第十九によること。

2 履歴書 規則別表第二十によること。

3 写 真 手札型とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像でその裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

四 受験手数料

鳥取県収入証紙七百円を受験願書の上にはりつけ、消印しないこと。受験手数料は、いかなる理由があつても還付しない。

五 受験願書提出期限

昭和三十六年四月二十日まで(当日の消印のあるものは有効)

六 受験票

受験願書を提出した者には受験票を交付する。

七 その他

受験願書等の書類を郵送するときは「受験願書在中」と朱書し、必ず書留郵便にすること。